

お客さま 各位

「まごころ定期預金規定」の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、まごころ定期預金の取扱いを定めた「まごころ定期預金規定」につきまして、以下のとおり改正させていただくこととしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗の窓口までお問い合わせください。

【まごころ定期預金規定の改正内容】 改正日：令和2年7月10日（施行日：令和2年10月1日）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>5.（適用金利）</p> <p>この預金の適用金利は、預入日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。</p> | <p>5.（適用金利）</p> <p>この預金の適用金利は、預入日における<u>1年もののスーパー定期の利率に当金庫の店頭に掲示する利率を上乗せした利率とします</u>。なお、この<u>上乗せ利率</u>は金融情勢に応じて変更します。</p> |
| <p>6.（自動継続）</p> <p>(1) この預金は通帳(証書)記載の満期日に自動的に前回と同一の期間のこの預金に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>ただし、当金庫で公的年金を受給されなくなった場合には、その後最初に到来する満期日にこの預金を払い出しするものとします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における<u>当金庫の店頭に掲示する利率とします</u>。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。</p> | <p>6.（自動継続）</p> <p>(1) この預金は通帳(証書)記載の満期日に自動的に前回と同一の期間のこの預金に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>ただし、当金庫で公的年金を受給されなくなった場合には、その後最初に到来する満期日にこの預金を払い出しするものとします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における <u>1年もののスーパー定期の利率に、当金庫の店頭に掲示する利率を上乗せした利率とします</u>。なお、この<u>上乗せ利率</u>は金融情勢に応じて変更します。</p> |
| <p>9.（規定の変更）</p> <p>（省略）</p> | <p>9.（規程の変更）</p> <p>（省略）</p> |

規定の全文につきましては、弊庫ホームページをご確認ください。